

実施方針等に関する意見書

①No.	②書類名	③頁	④大項目	⑤中項目	⑥小項目	⑦細目	⑧項目名	⑨意見の内容	回答
1	実施方針	9	第1	(10)	ア	(エ)	本事業の施設等の維持管理・運営業務に係る光熱水費	「毎年度実費精算」とありますが、事業者の財務健全性を維持する観点から、維持管理業務及び運営業務に係る対価と同様に四半期ごとに支払われることを希望します。	詳細は、公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
2	実施方針	18	応募者の参加資格要件	(イ) アート・出合いの広場の設計企業	3			・今年度の実施方針がより博物館法に基づく実績を求めています。博物館法に該当する用途の案件は特殊性も高く且つ案件数が少ないため限定的な技術者の実績となります。現在、建築設計業界は業務繁忙の状態が続いています。その中で限定的な用途での設計業務実績を求められると技術者の配置が非常に困難となり参加のハードルが上がり過ぎていると感じます。前年度の実施方針同様の実績にするか若しくは設計事務所の実績として博物館法に基づく実績に変更して頂くことは可能でしょうか。	ご意見をいただき、ありがとうございます。ご指摘のように、昨年度の募集要件と同様の条件に変更いたします。
3	実施方針	21	2	(6)	カ	(ケ)	版画美術館、工芸美術館、体験棟の維持管理企業	「類似施設の維持管理業務」の実績が条件になっていますが、捉えようによっては維持管理業務の一部業務でも可と読み取れます。本事業の対象施設の良好且つ円滑な維持管理業務を遂行力を考慮すると、総合管理（設備管理、清掃、警備）の実績を条件にするべきと考えます。尚、最低限の条件として美術館維持管理の根幹となる設備管理業務（一部の点検のみではなく常駐管理を含む保守管理の実績）を条件にさせていただきたく再考をお願いいたします。	ご意見をいただき、ありがとうございます。ご指摘のように、条件を修正したいと考えております。
4	実施方針	22	第2	(6)	ケ	(ア)	特別目的会社の設立	「仮契約締結までに」SPCを設立するものとされていますので、基本協定締結から仮契約締結までの期間が、SPC設立のために必要十分な期間となるようにご配慮ください。	ご意見として承ります。なお、前回の公募時より、SPCの設立のための期間を長く設定しております。
5	実施方針	33	別紙1	No. 27			不可抗力リスク	不可抗力事由に関連して保険金が支払われた場合、当該保険金を第一に生じた損害額に充当することとし、保険金充当後の損害額（もしあれば）を貴市及び事業者で分担する建付けとすることをご検討ください。	ご意見として承ります。
6	実施方針	34	別紙1	No. 42			完工遅延リスク	不可抗力事由発生に伴う完工遅延は事業者による債務不履行を構成せず、そのリスクは貴市の負担とすることをご検討ください。	公募時に公表する「事業契約書（案）」において示します。
7	実施方針	34	別紙1	No. 47			所蔵品管理リスク	所蔵品に付保するためには所蔵品の評価価格が必要ですので、所蔵品の評価価格が分かる資料をご開示ください。	市が所蔵品・預託品・展示品等の管理および付保を行うものと考えており、事業者に付保いただくことは考えておりません。
8	実施方針	34	別紙1	No. 47			所蔵品管理リスク	所蔵品の評価価格が不明な場合（資料の開示ができない場合を含みます。）、事業者として保険を付すことが難しくなりますので、事業者のリスク負担から除外することをご検討ください。	ご意見として承ります。
9	実施方針	34	別紙1	No. 48			所蔵品管理リスク	不可抗力による所蔵品の毀損は、本事業の業務の遂行や拡大する損害を最小限に抑えることを目的とした不可抗力のリスク分担（別紙1No. 27）とは利益状況が異なると考えられます。したがって、不可抗力による所蔵品の毀損は別紙1No. 27によるのではなく、そのリスクは貴市の負担とすることをご検討ください。	ご意見として承ります。
10	実施方針	34	別紙1	No. 49			預託品管理リスク	預託品に付保するためには預託品の評価価格が必要ですので、預託品の評価価格が分かる資料をご開示ください。	市が所蔵品・預託品・展示品等の管理および付保を行うものと考えており、事業者に付保いただくことは考えておりません。
11	実施方針	34	別紙1	No. 49			預託品管理リスク	預託品の評価価格が不明な場合（資料の開示ができない場合を含みます。）、事業者として保険を付すことが難しくなりますので、事業者のリスク負担から除外することをご検討ください。	ご意見として承ります。
12	実施方針	34	別紙1	No. 50			預託品管理リスク	不可抗力による預託品の毀損は、本事業の業務の遂行や拡大する損害を最小限に抑えることを目的とした不可抗力のリスク分担（別紙1No. 27）とは利益状況が異なると考えられます。したがって、不可抗力による預託品の毀損は別紙1No. 27によるのではなく、そのリスクは貴市の負担とすることをご検討ください。	ご意見として承ります。
13	実施方針	34	別紙1	No. 51			展示品管理リスク	展示品に付保するためには展示品の評価価格が必要ですので、展示品の評価価格が分かる資料をご開示ください。	市が所蔵品・預託品・展示品等の管理および付保を行うものと考えており、事業者に付保いただくことは考えておりません。
14	実施方針	34	別紙1	No. 51			展示品管理リスク	展示品の評価価格が不明な場合（資料の開示ができない場合を含みます。）、事業者として保険を付すことが難しくなりますので、事業者のリスク負担から除外することをご検討ください。	ご意見として承ります。
15	実施方針	34	別紙1	No. 52			展示品管理リスク	不可抗力による展示品の毀損は、本事業の業務の遂行や拡大する損害を最小限に抑えることを目的とした不可抗力のリスク分担（別紙1No. 27）とは利益状況が異なると考えられます。したがって、不可抗力による展示品の毀損は別紙1No. 27によるのではなく、そのリスクは貴市の負担とすることをご検討ください。	ご意見として承ります。
16	要求水準書	90	第10	2	【アート・出合いの広場（第7パーク）ミュージアムマネジ	(1)イ	オリジナルグッズ開発業務	オリジナルグッズの在庫につき、事業期間終了後にミュージアムショップを運営する者への委託販売に加え、当該運営する者による買取も可能とすることをご検討ください。	前向きに検討します。